

師範國語要說

文部省

文部省調査普及局刊行認贈 第三綴

Approved by Ministry of Education
(Date Aug. 29, 1946)

昭和二十一年九月四日
昭和二十一年九月四日
昭和二十一年九月四日
昭和二十一年九月四日
昭和二十一年九月四日
昭和二十一年九月四日

著作權所有者 文部省

發行者 文部省

印刷者

東京都神田區錦町一丁目十六番地
師範學校教科書株式會社
代表者 森下松衛

印刷者

東京都京橋區入舟町一丁目十一番地
新井修平堂
代表者 新井修平

昭和二十一年九月四日
文部省検査済

發行所

東京都神田區錦町一丁目十六番地
師範學校教科書株式會社

師範國語要說
定價金九拾五錢



漢字の傳來

國史によれば、應神天皇の御代に百濟から渡來した阿直岐及び王仁を師として太子が經典を學ばれたとあり、古事記には王仁が論語と千字文を將來したと傳へてゐる。わが國人が漢字に接したのは必ずしもこの時が最初ではなかつたらしいが、この頃から漢文を學ぶものが次第に多くなつたのであらう。やがて吳の國と直接の交通が行はれ、欽明天皇の御代には佛教が傳來して漢譯佛典が將來され、次いで推古天皇の御代には隋に使を遣すなどのことがあつて、漸く官吏はすべて漢字を知らなくてはならないこととなつた。その結果、漢字の知識は次第に普及し、詩賦を作るものさへ少くなつたのである。

漢字は支那の文字で支那語を表すために作られ用ひられたものであり、漢文は支那の文であつて、いふまでもなく支那語で讀むべきものである。従つてわが國でもはじめの中は漢字をすべて字音で讀み、又漢文を書く場合にのみ用ひたであらう。勿論當時でも漢字漢文を國語に譯し、又國語で解釋することはあつたであらうが、それはその字、その文の譯又は解釋であ

つてその字、その文の讀み方ではなかつた。しかるに漢字漢文に熟するにつれて、その譯語や譯し方が次第に一定し、一々の漢字や句法にきまつた國語の單語や句法が常に用ひられるやうになり、かくして漢字と國語との間に密接な關係が生じ、遂に漢字が國語を表すやうになつた。即ち漢字を直接に國語で讀み、國語を書くために漢字を用ひるやうになつたのである。漢字の訓とはかやうにして定まつた譯語なのである。

かくして、日本では漢字は單に漢文漢語に用ひられるばかりでなく、純粹の國語を表すためにも用ひられるやうになつた。漢字を字音でのみ讀んでゐる中は漢字はやはり外國の文字であつたらうが、これを訓で讀むやうになつては、もはや外國の文字とはいへない。全く日本の文字になつたのである。

わが國では支那に用ひられた漢字をそのまま輸入してこれを用ひた。六朝隋唐以後に行はれた種類の書體、即ち篆隸(八分)楷行草の諸體もすべてこれを傳へた。又楷書では六朝から唐にかけて行はれた種類の異體の字

倭字

も古く傳はつて盛に用ひられたが宋以後支那に於いて正體の字が漸次勢を得た影響を受けて後世になると異體字は次第に少くなつた。

かやうに日本で用ひた漢字は殆ど支那で作られたものであるが、日本で新たに作つたものも多少ある。これを倭字又は國字と稱した。

袴 襪 袖 袍 岡 峠 袂 鯨 鯨 佛 用 風 込 込 込 込

「紵」種などは支那で作られたものらしいが、「冠」冠は日本製の文字である。

これら日本製の漢字は所謂六書の中の會意に屬するものが多い。又支那の字を一部分變更して作つたものもある。「佛」佛より作る、「社」社より作るの如きものである。なほ日本で作つた漢字として支那の漢字を二字合して一字としたものがある。例へば麻呂—麿木工—空の如きものである。

右の如き日本製の漢字はすでに奈良時代にも見えその後には作られたものもあるがこれらは漢字が國語を表すやうになつてから國語に該當する漢字が見當らない場合にその國語を表すために作つたものである。それ故これらの文字には字音のないのが常である。しかし必要があればその

漢字の音調

字の一部分をなすものの音を以てその字の音とする。濁をドウと讀む類である。近年わが國で作つた漢字には「鯨」鯨の如くいはば音のみをもつてゐるものがある。

すでに前に觸れた如く日本では漢字の讀み方として支那人の漢字を讀む讀み方が傳はつて日本化したものと、その漢字の譯語の固定したものとがある。前者が音（字音漢字音といひ古くは「こゑ」ともいつた）後者が訓（字訓古くは「よみ」）である。日本の漢字音は通例吳音漢音の二種であるがこのほか字によつては唐音のあるものがある。漢字によつてこの三者の音がそれぞれ異なつてゐるものもあり又全く同じものもあり、その中の一つだけが異なつてゐるものもある。

	(吳音)	(漢音)	(唐音)
行	ギヤウ	カウ	アシ <small>アシ</small> 行 <small>アシ</small> 行 <small>アシ</small> 燈 <small>アシ</small>
下	ゲ	カ	ア <small>ア</small> 下 <small>ア</small> 火 <small>ア</small>
經	キヤウ	ケイ	キン <small>キン</small> 看 <small>キン</small> 經 <small>キン</small>

和

クワ

フ

〔和尙〕

頭

トウ

チウ

〔樓頭塔頭〕

東

トウ

トン

〔廣東〕

看

カン

カン

吳音

吳音は最も古くわが國に傳はつたもので、吳の地即ち支那南方揚子江下流地方の支那語の發音を傳へたものといはれ、佛經の讀む方に傳はつてゐる。

漢音

漢音は隋唐と交通を開くに及んで傳はつたもので、支那北方の發音に基づく標準音を傳へたものである。奈良時代以前から奈良時代にかけて晉博士に唐人を任命して、正しい音を教へさせたのはこの音であらう。しかし、古來の吳音系統の音は容易に廢れなかつたと見えて、平安時代のはじめに屢、法令を出して漢音を學ぶべきことを勸めてゐる。漢音は後までも漢字の正しい讀み方として傳へられたが、通俗化した語には吳音で讀むものが多い。

唐音

唐音は平安時代中期より江戸時代までの間に時時傳へられた宋・元・明清の音である。支那の商人が日本に來たり、或は日本の僧侶が支那へ行つたりして傳へたもので、當時往來したのは主として揚子江下流地方であつたから、支那南方の音を傳へたものである。

訓

漢字の訓は即ち漢字に對する譯語の固定したものである。譯語としては恐らく普通の國語を用ひたであらうが、中には適當な譯語がなかつたために特に新たに作つたものもあつたやうである。

漢字の用法

國語を漢字で書き表す場合でも、漢字を支那に於けると同じ意味に用ひるのが普通であるが、又時には日本獨特の意味に用ひることがある。即ち(一)國語と正しく意味の該當する漢字が見當らない時、その國語と意味の近い、又は意味上關係のある漢字を宛ててこれを示した。例へば、もりに、森(木の茂つた貌をいふもの)を用ひた如きがそれである。

(二)國語の一つの意味に對して宛てた漢字を、同じ語の他の意味に對しても用ひた。私は公に對する、わたくしの義を有するので、ワタクシの訓を宛

てワタクシといふ語を表すためにこれを用ひたが、後ワタクシに自分自身を表す予余といふやうな意味が生じたので、その意味に於けるワタクシをも、私の字を以てこれを表した。従つて本来、私の字になかつた予余といふ意味が附くこととなつた。

(三)字の形の類似から他の字と混同し、他の字の訓を附けて、他の字を用ひるべき場合にこれを用ひた。櫛はきざみ肉を意味する字で、見るといふやうな意味はない。これをミンナヘスと讀むのは、見るといふ意味のある、櫛の字と字形が酷似してゐる所から、櫛の字を誤り用ひたのが習慣となつたものであらう。

宛字

以上はすべて漢字を表意文字として用ひた場合であるが、これに對して漢字を表音文字として用ひ、漢字の有する意味にかかはらず、ただその讀み方(音)又は訓だけによつてある語の音を表すために用ひたものがある。これは二種類に分たれる。その一は「兎角」「丁度」「目出度」「吳々」の如く、語とし

てはいつも一定の漢字で表されてゐるものである。その二は「アメ」を「阿米」「安米」「阿毎」と書いた類で、音さへ同じであればどんな字を用ひてもよく、一語としてもこれを寫す文字の形は一定しない。前者は所謂宛字で、後者は所謂萬葉假名である。

三、萬葉假名

萬葉假名は眞假名ともいはれる。すでにわが國最古の文獻に現れてゐるが、殊に奈良時代に盛行に行はれた。漢字の音を用ひたもの(音假名)と訓を用ひたもの(訓假名)とある。一字で一音節を表したものが多く、二音節三音節を表したものもあり、又二字で一音節又は二音節を表したものもある。

音假名 一字一音節 久爾(國)也(麻)山

一字二音節 麟(現)身(名)豆(魂)なづき(ふ)

去(別)商(行)き(別)れ(な)む(越)を(遠)近

訓假名 一字一音節 八(間)斷(大)和 千(羽)日(幸)ひ 鹽(左)猪(潮)騒

- 一字二音節 大欲(おほほし) 鈴寸(鐘) 酒管(けけなむ)
- 二字三音節 温下(暖おろし) 奈都(炊懐かしき)
- 二字一音節 五十日(太後) 馬鹿蜂(音石花) 蜘蛛(いよせくも)
- 二字二音節 水葱(少熟和ぎぬる) 辭駕(鷲將待) (言をし待たむ)
- 二字三音節 遷者(胡粉) (還りは知らに)
- 三字二音節 八十一里(喚鶏) (括りつつ)

このやうに非常に自由に漢字を驅使して日本語を書き表したのであるが、この各種の萬葉假名の中で最も明瞭で読み易いのは一字一音の假名である。さうして萬葉假名は音を表せばどんな字でもよいのであるからこれを實際に用ひる場合にはなるべく平生用ひる書き易い字をつかふ傾向を生じ、一方その字形も草體略字など簡便な形をとるやうになり、それから遂に國語の音を表す特別の文字が発生するに至つた。平假名及び片假名がこれである。

奈良時代に於ける萬葉假名の用法を調べてみると、いろは歌で區別して

ゐる四十七の音節のほかに、チキケコントノヒヘミメヨロの十三の假名に當るものが、それぞれ二類に分れてゐて結局六十の音節を區別して居り、更に濁音をも大體に於いて區別してゐたやうであるから、萬葉假名は合計八十七音節を區別してゐたと見ることが出来る。(古事記に於いては、モも二類に分れるから結局八十八音節を區別してゐるわけである。)

四 平假名片假名

平假名及び片假名は萬葉假名から發生した一種の表音文字である。萬葉假名は漢字の表音文字的用法であつて、用法から見れば平假名や片假名と同様であるが、しかし文字としてはまだ漢字である。「波はハナ、イハ」などのハの音を表すために用ひられるが、また一方そのままの「なみの意味を表すにも用ひられて、表意文字たる性質を脱しきつてはゐない。平假名のはになつてはそれが「波」の字から出たものであつても、これを「ナミ」の意味には決して用ひない。純然たる表音文字となつたのである。萬葉假名も平假名

假名文字

片假名も共にこれを假名と呼ぶのが普通であるが上述の如くその文字上の性質には非常な違ひがある。そこで平假名片假名の二つを特に假名文字と稱して萬葉假名と區別することがある。

平假名

平假名は草假名ともいはれ萬葉假名に用ひた漢字を草體で書いたものから出来たものである。平安初期には漢字の草體と區別し難いものがかつたが形の上からも明かに漢字と區別されるやうになつたのはやや後のことである。平假名ははじめから漢字とは別調に、それだけで歌や女を書くために用ひられたのであつて、女が常に用ひる所から女手又は女文字といはれた。後世に於いても歌や假名文には常に平假名が用ひられ、漢字と混へて書かれる場合にしても、行草體の漢字と共に用ひられることが多かつた。

平假名はいろは歌に存する四十七の音節を區別してゐる。さうして平假名ははじめ同一の音節に對して種類の違つた文字即ち異體字があつた。これはその源となつた萬葉假名では同一の音節に對して幾通りもの字が

用ひられてゐたからである。然るにその後書道の發達に伴つて平假名は美的鑑賞の對象として取り上げられたために更に多くの異體字を發生させるに至つた。その中でも最も普通に用ひられる形は、かなり古い時代から大體きまつてゐたやうでこれを正體とし、その他の文字は變つた形と考へられ、これらを後世變體假名と呼ぶに至つた。現代に於いても書寫する場合には種類の變體假名の用ひられることもあるが、印刷物に於いては大體字體が一定してゐる。これは明治三十三年の小學校令施行規則に於いて小學讀本に用ひる字體が定められた結果に負ふ所が多い。

片假名

片假名ははじめから獨立した文字としてではなく、漢字に伴なふものとして發達した。漢文に音や訓や釋義などを書き入れるために用ひた萬葉假名から出たもので、ただ心覚えだけのものであり、漢字の傍や下に小さく附けるものであるためになるべく字劃の簡単な文字や一部分を省略した形の用ひられたのがその起源である。従つてその形は甚だ簡單で、又後までも符號的性質を有し、發音や外國語を示すために平假名の文中にも混へ

て用ひられた。片假名は平假名が主として女に用ひられたのに對し漢字と共に男子に用ひられた。

片假名も平安初期に出来たものであらう。やはり四十七の音節を區別してゐるがはじめは平假名と同じく同一の音節に對してかなり多くの異體字があつた。それが時代と共に次第に少くなり江戸初期にはほぼ統一されるに至つた。現今に於いては片假名の形は全く一定してゐるがその字體は平假名と同じく明治三十三年に定められたものである。

従來平假名は弘法大師の作片假名は吉備真備の作と傳へられてゐるが信することは出来ない。假名字は萬葉假名を用ひてゐる中にこれを簡略に書くやうになつて自然に發生したもので決して特定の人の手で作られたものではない。それ故最初は同一の音節に對して種種の異體字があつて不統一であつたのが永い年月を経る中に次第に統一されて行つたのである。もし特定の人が作つて人に教へたものならば最初からこのやうな不統一はなかつたであらう。

平假名諸體及字源表 一

あ	あ(假上) ああ(假上) 阿(假上)	け	け(假上) けい(假上) けい(假上)	た	た(假上) た(假上) た(假上)
い	い(假上) い(假上) い(假上)	か	か(假上) か(假上) か(假上)	ち	ち(假上) ち(假上) ち(假上)
う	う(假上) う(假上) う(假上)	こ	こ(假上) こ(假上) こ(假上)	つ	つ(假上) つ(假上) つ(假上)
え	え(假上) え(假上) え(假上)	さ	さ(假上) さ(假上) さ(假上)	て	て(假上) て(假上) て(假上)
お	お(假上) お(假上) お(假上)	し	し(假上) し(假上) し(假上)	と	と(假上) と(假上) と(假上)
か	か(假上) か(假上) か(假上)	せ	せ(假上) せ(假上) せ(假上)	な	な(假上) な(假上) な(假上)
き	き(假上) き(假上) き(假上)	そ	そ(假上) そ(假上) そ(假上)	に	に(假上) に(假上) に(假上)
く	く(假上) く(假上) く(假上)				

撥音符

文字より遅れてゐる、あめつちの詞やいろは歌或は五十音圖などによつて、假名文字の種類が一般にはつきりと意識されるやうになつた頃より後に現れたために、假名文字の仲間には入れられなかつたのである。この撥音を表すものが撥音符である。

促音符

促音も平安時代に入つて生じたものであるが、はじめこれを表す特別の符號は發生せず、後世に至つて「ッ」及び「フ」を利用してこれを表すやうになつた。なほ「ン」を以て促音を示し始めたのは平安時代の終り頃である。近年特に促音を表す記號として「ッ」「フ」を小書したものをを用ひることがある。かかる促音を表す記號が促音符である。

長音符

長音を表すには、古くは引の字などを下に添へたりしたが、近年は外國音を記す場合などに「ー」を以て表すことが行はれる。

疊音符

疊音符は古く「躍り字」といはれた。平安時代の初期から見えてゐる。漢字の重點「ニ」に基づいて「ニ」の形が先づ行はれやがて「ニ」になつた。二字の反覆を表す符號は「々」又は「々々」であつたが、後には上字の右下に一踏下字の

右下に一踏打つたものが「ノ」の形で文字の傍に書かれ、それが遂に「ノ」となり、文字の下に書かれるやうになつた。「ノ」は平安末期以後盛に現れて來る。

句讀點

なほ、文を記す場合の符號として句讀點がある。句點又は「ル」といふ、(讀點又は「テン」)、「ホツ」、「カギ」、「スタヘカギ」などが通常用ひられる。

五、いろは歌

いろは歌は發音を異にするあらゆる假名を集めて並べたものである。いはば字母表ともいふべきものであるが、四十七字より成り、意味を有する文句に仕立ててある。普通色は句へど散りぬるを我が世誰ぞ常ならむ有爲の奥山今日越えて淺き夢見じ酔ひもせずといふ佛教の無常觀を歌つた七五調四句の今様風の歌といはれてゐる。いろは歌は専ら平假名で記され、手習の詞として用ひられたものであるが、いろは歌などの發生しない前に手習の詞として行はれたものに、あめつちの詞といふものがある。

あめつちほしそらやまかはみねたにくもさりむろこけひといぬうへ
すゑゆわさるおふせよえのえをなれるて

といふ四十八字の假名より成るものである。いろは歌と同じやうに同音の假名を重出することはないが唯えが二度繰り返されてゐる。これは古くア行のエとヤ行のエどが發音上區別があつたからであるらしい。この詞の意味は

天地 星 空 山川 峯 谷 雲 霧 室 苔 人 大 上
末 硫黄 猿 生ふせよ 覆の枝を 貫れ居て

であらうといはれる。即ちこの詞は單語及び短い句を並べ擧げたにすぎないものである。従つて巧みに一貫した意味を表したいろは歌が發生するに及んで全くその位置をいろは歌に譲つてしまつた。いろは歌の作られたのは恐らく平安中期頃と思はれるが、いろは歌の作者を世に弘法大師と傳へてゐるがこれは信ずることは出来ない。鎌倉時代頃からその終りに京の字を添へることが行はれた。

六 表記法

現在國語は場合によつて假名文字のみ、或は漢字のみで記されることもあるが漢字と假名文字とを混用するのが普通である。上代に於いてはすべて漢字で記されたがその場合の書き方を見るに、個々の語句については

(一) 全部萬葉假名を用ひるもの。之良受美留比等

(二) 漢字漢文の訓讀法によるもの。不知見人

(三) 右の兩種を混用したもの。知受見流人

の三種に分けることが出来、一篇の文章としては

(甲) 全文萬葉假名で書いた萬葉假名文。

(乙) 漢文。

(丙) 主として漢文式に書いてこれを訓讀すれば國語となるやうに書きながら處處その語句を寫すのに適切な漢字がないために、(一)又は(三)の方法を混へ又は漢文としては不必要な文字を加へたもの例へば古事記

に見られるやうなもの。

(丁)國語の順序のままに各の語句を(三)の方法を主とし、時として(二)(三)などの方法を混へて寫したるもの例へば宣命のやうなもの。

の四種がその最も著しい種類として見られる。祝詞宣命の書き方は(丁)の種類に屬するが體言や用言の語幹などは漢字で書き、助詞助動詞又は活用語尾は萬葉假名で記し、しかも小書してゐる。(體言などを萬葉假名で記す場合もあるがその際は本書する)これを世に宣命書といふ。

宣命書

天皇大命^皇親王等又汝王臣等詔賜^勅勅^久。皇朕高御座^坐坐^初初^今今年^甲至^庚六年^甲成^成此乃間^天天^位位^册册^坐坐^位位^止止^爲爲^皇皇^太太^子子^侍侍^皇皇。由是其婆婆^止止^在在^須須^藤藤^原原^夫夫^太太^子子^皇皇^后后^止止^定定^賜賜

(原)日本紀理武天皇天元年八月

變體漢文

以上の種類の書き方は後世に至つても續けて用ひられた。萬葉假名から平假名片假名が生まれるに及んで萬葉假名の代りに平假名片假名が用ひられたにすぎない。但し(丙)の場合即ち變體漢文にあつては後の時代に於いても依然として萬葉假名又は宛字を用ひてすべてを漢字で記すやう

に努めた。日記記録などはこの方式で記されることが多かつた。

廿六日壬子自奥州御還向之處葛西三郎清重母所勞之由於路次被開食之間遣御使於葛西住所令訪之給彼使者今日參着于鎌倉所勞無指危急云々

(吾妻鏡卷九文治五年十月)

假名交り文

後世の假名交り文は宣命書の萬葉假名の部分を假名文字に置き換へたやうなもので、しかもはじめの中は萬葉假名が小書されたやうに假名も小書された。又體言などが假名で記される場合には大字で記されたものである。

今昔比叡山ノ西塔ニ實因僧都ト云人有ケリ小松ノ僧都トソ云タル顯密ノ道ニ付テ止事無カリケル人也其レニ極テ力有ル人ニテ有ケル僧都盡然シタリケルニ若キ弟子共師ノ力有由ヲ聞テ試ムカ爲ニ胡桃ヲ取テ持來テ僧都ノ足ノ指中ニ胡桃ハツラ夾ミタリケレバ僧都ハ處寢ヲシタリケレバ打任テ被夾テ後寢延ヲ爲ル様ニ打ウメメキテ足ヲ夾ミケレバハツノ胡桃一度ニハラト碎ニケリ。

(今昔物語卷二十三比叡山實因僧都強力語)

漢字と共に使用される假名文字としては、古くは概して片假名の用ひら

送假名

れることが多かつたが、後世になると平假名を用ひることも行はれ、現在では平假名を用ひる方が普通となつてゐる。
漢字と假名とを混じて書く場合には所謂送假名の問題が生ずる。その場合漢字の下にどれだけ假名を送るかは習慣によつて大體さまつてゐる。古くはこの假名を送ることが割合に少かつたが、現在では比較的多くの假名を送るやうになつた。これはなるべく誤讀を防がうといふ意圖より生じたものである。

分別書き方

わが國では分別書き方(分ち書き)が發達しなかつた。これは主として漢字と假名とを混用する結果、自然漢字が頭文字のやうな役目をして、分別書き方を採用しなくとも比較的容易に讀むことが出来たからであらう。
なほ、假名で語の全部又は一部分を記す場合に假名遣の問題が生ずる。

七、假名遣

平假名片假名は表音文字であり、萬葉假名も漢字を表音文字として用ひ

たものである。それ故、假名で語を寫す場合には音のまま書けばよいのであつて、どういふ場合にどの假名を用ひるかといふ疑ひは起りさうに思はないが、實際はさうでない。假名がはじめて用ひられた時代には音の區別と假名の區別とは一致してゐたであらう。しかし、多くの年代を経ると、言語の音聲に變化が起り、もと區別のあつた音が同音となつたために、違つた假名が同音に讀まれるに至つた。そのために同じ音に對して二種或はそれ以上の違つた書き方が可能になり、語を書き表す場合に、どんな假名を用ひるがよいか疑問になる。これが即ち假名遣の問題である。

奈良時代に於いては、キケヨソトノヒヘミメヨロの十二の假名に二種の音の別があり、又ア行のエとヤ行のエとが區別されてゐた。然るに平安時代に入つて、キケコ以下十二の假名の二種の別が減び、次いでア行のエとヤ行のエの區別もなくなつた。この音變化に伴なつても、區別した假名もこれを區別せず、同じ文字で書き表した。平安時代の初期から音便によつて變化した音も、もとの書き方には拘泥せず、違つた假名を以て書き表した。

然るに平安時代の半以後に於いては、語中語尾のハヒフヘホとワキウエ、フイエオとキエフが同音になつた。しかし當時すでにいろは歌などが普及してゐて、四十七の異なつた假名の存することが一般に意識されてゐたことと未だこれらの假名が發音上區別のあつた時代に出來た歌集や日記、物語、草子の類が當時類に讀まれ又寫されたために、その時代の書き方が自然に記憶されたこととこの二つのことから、新たに書く場合にも實際の發音には區別のない假名の區別がなほ保存されてゐたのである。しかし發音上では區別がないのであるから、時として混同することがあつて、同じ語がいくつつかの違つた假名で書かれることもまゝあつた。さうしてこれは平假名を用ひる假名文の場合のことであつて、元來音聲符號的性質を多くもつてゐる片假名に於いては、同音になつた假名を混用することがかなり多かつたやうである。

鎌倉時代に入ると、平假名に於いても、同音の假名の用法の混亂不統一は、かなり著しくなり、同じ語が入により又場合によつて、色色の假名で書かれ

定家假名遣

ることが多くなつたので、ここにはじめて假名遣が問題となり、これを統一しようとして試みるものが出るやうになつた。即ち藤原定家や源親行などである。定家の唱へたものは多少不徹底な點があるにしても、昔の歌集や物語などに於ける假名の用法に基づいて定めたものらしく、その主義に於いては一種の歴史的假名遣と見るべきものである。次いで親行の孫行阿源知行は、定家等が假名遣上の問題として取り上げた事項を増補して、假名文字遣といふ書を著した。この定家等の假名遣は世に定家假名遣と呼ばれて後世まで行はれ、殊に歌文の道に従ふ人人の間に遵奉された。但し、この定家以下の人人の假名遣説は、その根據とした文獻が、すでに假名の用法に混亂を示し始めた頃のものであつたため、古代の假名の用法と一致しない點がある。その結果この説に疑問を抱くものも現れた。

江戸時代に入ると、前代まで發音上區別のあつたシとヂズとヅ、アウの類から出たオ段の長音（これを開音といふ）と、オウエウの類から出たオ段の長音（これを合音といふ）とが同音となつたために、これらの假名の區別も亦假

名遣の問題となるに至つた。江戸時代になつても、定家假名遣は依然として行はれたが、しかしこの時代にはその説に矛盾や誤謬のあることを説くものも出来、遂に契沖に至つて一つの新しい假名遣を唱道し、定家假名遣に大改訂を加へた。契沖は萬葉代匠記を作るためにあらゆる古代の文獻を涉獵したが、その際假名遣にも注意して研究した結果平安時代半以前の文獻に於いては、同音の假名の用法が語に於いて一定してゐて、その區別が儼然として存することを見出し、この時代の文獻に於ける實例に基づいて假名遣を定め、定家假名遣のこれに違ふものは皆誤謬であると断定した。契沖は自著にこの假名遣を用ひると共に、和字正濫鈔を作つてこれを公にした。この契沖の假名遣が現在歴史的假名遣といはれるものである。

歴史的假名遣

この契沖の説は根據が極めて明白であるばかりでなく、古代の文獻に於ける假名遣は、國學の研究には是非必要なるものであるために、以後の國學者の間に行はれ、國學の流布と共に次第に世に廣まつた。契沖の定めた假名遣にはまゝ誤もあつたので、椋取魚彦はこれに訂正を加へ、又缺けたものを

字音の假名遣

補つて古言梯コゴトノハシを作り、大に行はれた。

契沖の和字正濫鈔には、字音の語をも收めたが、それは古書に假名で書いた實例のある少數のものにとどまり、あらゆる字音の假名遣には及ばなかつた。然るに本居宣長は萬葉假名に用ひた漢字の字音を支那の音聲表である韻鏡と比較して、日本の假名の區別と韻鏡に於ける音の區別との對應の原則を定め、且つ字音を假名で書いた例をも參照して、字音の假名遣を定めた(字音假名用格)。このやうにして契沖と同じ主義によつて、字音を假名で書く場合の假名遣の基準を立てたのである。その後白井寛蔭は宣長の説の不備や誤謬を訂して漢字音の假名遣を定めた(音韻假字用例)。この説は、後の學者に採用されたが、多少理論に走つて實際と離れた嫌ひがある。江戸時代には、右に述べたやうに、國學者を中心として契沖の始めた假名遣が次第に世に行はれたけれども、堂上家の如き保守的の人人は、なほ定家假名遣を用ひた。又漢學者の如き平假名の文に親しまないものや、戯作者或は一般の人人は、あまり假名遣に注意せず、かなり勝手な書き方をした。

K450,8-1

Approved by Ministry of Education
(Date Oct. 3, 1946)

發行所	昭和二十一年十月八日 文部省検査済	昭和二十二年十月三十日 昭和二十三年十月八日 昭和二十三年十月三十日	昭和二十二年十月三十日 昭和二十三年十月八日 昭和二十三年十月三十日
	印刷者 東京都京橋區入舟町一丁目十一番地 代表者 新井修平 堂	總發行所 東京都神田區錦町一丁目十六番地 代表者 森下松衛	著作權所有者 文部省